

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務
技術的審査業務料金表

平成 29 年 6 月 1 日改定

(平成 30 年 10 月 1 日修正版)

<住宅> (一戸建て住宅、共同住宅等)

(Mは住戸数)

審査条件		料金 (円、消費税込み)	
一戸建ての住宅 (併用住宅の住戸部を含む)	単 独	27,300	
	併願審査で外皮計算を行っている場合 * 1	8,640	
	併願審査で一次エネルギー計算を行っている場合 * 2	5,400	
共同住宅等 * 3	住戸のみの場合	1 住戸	27,300
		2 住戸	44,100
		3～10 住戸	44,100+5,250×(M-2)
		11～25 住戸	72,450+2,100×(M-2)
		26～50 住戸	99,750+1,050×(M-2)
		51 住戸以上	別途見積り
	住棟全体の場合 (共用部を含む)	2 住戸	105,000
		3～10 住戸	105,000+5,250×(M-2)
		11～25 住戸	136,500+2,100×(M-2)
		26～50 住戸	210,000+1,050×(M-2)
51 住戸以上		別途見積り	

- ・* 1 設計住宅評価の 5-1 のみ、長期優良住宅等、センターにて外皮計算の審査を行っている場合
- ・* 2 設計住宅評価の 5-2、低炭素住宅認定技術的審査等、センターにて一次エネルギー計算の審査を行っている場合
- ・* 3 共同住宅等で併願審査のある場合は、別途見積りとする。
- ・変更申請料は当初の申請で適用された額の 2 分の 1 とする。

<非住宅>

(単位：円、消費税込み)

対象面積	評価方法	建築物の用途		
		ホテル等、病院等、 集会所等及びこれ らを含む複合用途	工場等	左記以外
300 m ² 未満	標準入力法 主要室入力法	172,800	86,400	97,200
	モデル建物法	86,400	32,400	43,200
300 m ² 以上～ 2,000 m ² 未満	標準入力法 主要室入力法	237,600	129,600	151,200
	モデル建物法	129,600	43,200	75,600
2,000 m ² 以上～ 5,000 m ² 未満	標準入力法 主要室入力法	302,400	172,800	194,400
	モデル建物法	162,000	64,800	97,200
5,000 m ² 以上～ 10,000 m ² 未満	標準入力法 主要室入力法	432,000	237,600	280,800
	モデル建物法	205,200	75,600	118,800
10,000 m ² 以上～ 20,000 m ² 未満	標準入力法 主要室入力法	453,600	248,400	291,600
	モデル建物法	226,800	86,400	129,600
20,000 m ² 以上～ 50,000 m ² 未満	標準入力法 主要室入力法	594,000	324,000	378,000
	モデル建物法	302,400	118,800	172,800
50,000 m ² 以上	標準入力法 主要室入力法	別途見積	別途見積	別途見積
	モデル建物法	別途見積	別途見積	別途見積

- ・対象面積が 50,000 m²以上の料金は、別途見積とする。
- ・建築物の用途で工場等とは、工場（評価対象が照明設備のみ）、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。
- ・用途区分が複数存在する建築物の料金は、建築物の用途区分毎に対象面積に該当料金を算出し、これらの合計額と（複数用途集計）建築物全体の対象面積に用途区分で複雑な区分の料金を算出した額を比較し、低額な額とする。
- ・増改築において既存部分の B E I 値にデフォルト値 1.2 を使用した場合にあっては、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分を採用することができる。ただし、デフォルト値 1.2 を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分を採用する。
- ・変更申請料は上表該当額の 2 分の 1 とする。

<その他>

- ・ 建築確認を他機関に申請する場合は、上記表の料金の 1.1 倍の額とする。
- ・ 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）は住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金とする。
- ・ センターと申請者等が別途協議により、公平に審査料金の設定を行う。
- ・ 再発行料金は 2,000 円（消費税込み）とする。